

「生活支援ロボット実用化プロジェクト」  
(研究開発項目②～⑤)  
に係る委託先の公募について  
(公募要領)

平成 22 年 12 月  
NEDO 機械システム部

**【ご注意】**

本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による申請と、NEDO への申請書類 (提出書類一式) の提出が必要です。当該システムの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。

※e-Rad による申請手続きを行わないと本事業への申請ができませんので、充分留意ください。

# 「生活支援ロボット実用化プロジェクト」(研究開発項目②～⑤)に係る委託先の公募について

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)では、「ロボット・新機械イノベーションプログラム」並びに内閣府が推進する「社会還元加速プロジェクト」の一環として、「生活支援ロボット実用化プロジェクト」(事業期間:平成21年度～平成25年度)を実施します。この度、当該プロジェクトの研究開発項目②～⑤について、企業・研究機関等の参加を一般に広く募ることといたしましたので、参加を希望する方は下記に基づきご応募下さい。

## 記

### 1. 件名

「生活支援ロボット実用化プロジェクト」(研究開発項目②～⑤)

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) 事業内容

我が国では、少子高齢化が急速に進展しており、労働力の不足が懸念されている。このため、ロボット技術は産業分野だけではなく、介護・福祉、家事、安全・安心等の生活分野への適用が期待されている。しかしながら、生活支援ロボットの安全性技術に関する内外の規格等が未整備であるために、民間企業の独自の取組では技術開発も産業化も加速されないことから、安全性基準に関する国際標準等の整備が求められている。

本プロジェクトでは、生活支援ロボットとして産業化が期待されるロボットを対象に関係者が密接に連携しながら本質安全・機能安全に係る試験を行い、安全性等のデータを取得・蓄積・分析し、具体的な安全性検証手法の研究開発を実施します。

なお、本プロジェクトは、以下の5つの研究開発より構成されます。

研究開発項目① 生活支援ロボットの安全性検証手法の研究開発

研究開発項目② 安全技術を導入した移動作業型(操縦が中心)生活支援ロボットの開発

研究開発項目③ 安全技術を導入した移動作業型(自律が中心)生活支援ロボットの開発

研究開発項目④ 安全技術を導入した人間装着(密着)型生活支援ロボットの開発

研究開発項目⑤ 安全技術を導入した搭乗型生活支援ロボットの開発

※今回、『研究開発項目②～⑤』について、「グループⅡ」を公募する(詳細は基本計画「2. 研究開発の実施方針(2) 研究開発の段階的推進」を参照のこと)。

#### (2) 公募する研究開発項目の研究実施期間及びプロジェクト全体の事業規模

##### [1] 研究開発期間

平成22年度から平成25年度までの5年間とします。

##### [2] プロジェクト全体の当年度事業規模および総事業費

平成22年度 約1,600百万円

補正予算 約 834百万円

総事業費 約6,000百万円(研究開発項目[1]及び[2]から[5](グループⅠ及びⅡ))

なお、当年度事業規模および総事業費については、変動があり得ます。

### 3. 応募資格

本プロジェクトは、生活支援ロボットの安全性試験及び実証試験を完了することを研究開発の目標の一つとしています。そのため、ロボット研究開発実施者はプロジェクト開始年度からロボットの提供が

可能で、既にロボットのビジネスモデル等が明確になっていることが必要です。  
よって、研究開発項目②～⑤の実施者には次の2点を条件に加味します。

- (a)研究開発項目②～⑤の実施者（「グループⅡ」）として提案する研究体の代表者は、今後10年以内に生活支援ロボットの事業化を予定していること。そして、そのビジネスモデルの構築が可能なこと。
- (b)プロジェクトの主旨から、研究開発項目①は中立性及び公平性が重要な要素であるため、研究開発項目[1]の実施者は研究開発項目②～⑤（グループⅡ）への応募ができないこと。ただし、応募者が大学または研究機関であって、異なる学科・研究室等の場合は、この限りではない。

前記(a)及び(b)を前提として、次の(1)から(7)までの条件並びに「基本計画」及び「平成22年度実施方針」に記載された条件を満たす、単独ないし複数で受託を希望する企業、大学、独立行政法人、研究組合、公益法人等の研究機関が応募資格のある法人となります。

- (1) 当該技術又は関連技術についての研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること。
- (3) NEDOが研究開発事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 企業等が単独で当該研究開発委託事業に応募する場合、当該研究開発委託事業から得られた研究開発成果の事業化を図る計画及びその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合、参画する各企業等が当該委託業務から得られた研究開発成果の事業化を図る計画及びその実現について十分な能力を有しており、各企業等及び組合等それぞれの明確な責任と役割が示されていること。
- (6) 当該委託業務の全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合、各企業等が当該委託業務から得られた研究開発成果の事業化を図る計画及びその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の明確な責任と役割が示されていること。
- (7) 原則、本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。ただし、国外企業の特別な研究開発能力、研究施設等の活用あるいは国際標準獲得の観点からの国外企業との連携が必要な部分はこの限りではない。

※ここでいう「事業化」とは、ロボット要素技術の個別の事業化ではなく、ロボットシステムとしてのサービスを提供することです。

※生活支援ロボットに搭載する安全技術の効果的・効率的なデータ取得等を行うため、グループⅡは、グループⅠが既に実施している研究開発内容と差異化を有することが望ましいです。グループⅠの研究開発内容は、NEDO成果報告データベース (<http://www.nedo.go.jp/database/index.html>) に掲載する年度末中間報告書及びプレスリリース等の情報を参考にしてください。

※基本計画に記載する中間目標の達成は必須とはしません。

#### 4. 提出期限及び提出先

応募は、本公募要領に従い提案書3部（正1部、副2部）及びCD-R（PDF形式の電子ファイルを保存したもの）1部を作成し、応募期間内（平成22年12月21日（火）～平成23年1月24日（月）14：00迄）に郵送又は持参にてご提出下さい。提案書は日本語にて記載されていることといたします。

なお、FAX及び電子メールによる提出は受け付けられません。また、書類は返却いたしません。

- ・提出期限：平成23年1月24日（月）14：00必着（郵送含む）
- ・提出先：独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構  
機械システム部 金山、大重  
〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310  
ミュージア川崎セントラルタワー 19階

※封筒に「生活支援ロボット実用化プロジェクト」に係る提案書在中と朱書きの上、ご提出下さい。  
※持参の場合は、16階「総合案内」で受付を行い受付の指示に従って下さい。

## 5. 応募方法

### 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録

行政運営の効率化を目的とした「電子政府構築計画」に基づき、NEDOの事業※への申請（応募）に当たっては、事前に府省共通研究開発管理システム (e-Rad) に研究機関登録を行い、研究者番号（8桁）及びe-RadへのログインIDとパスワードの取得をした上で、電子申請をしていただくことが必須となります。詳しくは下記のURLをご確認下さい。

[http://www.nedo.go.jp/informations/other/201121\\_1/201121\\_1.html](http://www.nedo.go.jp/informations/other/201121_1/201121_1.html)

#### (1) 提案書の作成にあたって

- ・提案書の記載様式については別添1を参照してください。また、別添2に従って主要研究者候補研究経歴書を作成してください。

なお、提案書は日本語で作成して下さい。（主要研究者候補とは、提案する事業の各研究開発項目の責任者及び統括責任者となる登録研究員のことを指します。）

- ・提案書の提出部数は、3部（正1部、副2部）及びCD-R（PDF形式の電子ファイルを保存したもの）1部とします。

#### (2) 提案書に添付する書類

提案書には、次の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・会社経歴書1部（提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要）
- ・最近の営業報告書（1年分）1部
- ・NEDOから提示された契約書（案）に合意することが委託先選定の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書3部（正1部、副2部）を添付して下さい。

#### (3) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・応募資格を有しない者の提案書、又は不備がある提案書は受理できません。
- ・提出された提案書を受理した場合は、提案書類受理票を提案者に通知いたします。
- ・提案書に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、提案を無効とさせていただきます。なお、この場合は、書類を返却いたします。

#### (4) 提案書に明記する事項

研究開発項目②～⑤の実施者の「グループII」の実施期間は、平成22年度から平成25年度までの「4年間」を基本とします。

#### (5) 部分提案の扱い

本プロジェクトは、事業化を前提とした生活支援ロボットの安全性検証手法の研究開発を実施することを目的としています。そのため、研究開発項目②～⑤の応募者は安全性検証の対象となりうるロボットシステムを提供できることが必要なことから、部分提案については公募対象といたしません。

## 6. 秘密の保持

提案書は本研究開発の委託先選定のためにのみ用い、NEDO内で厳重に管理いたします。

なお、取得した個人情報については、研究開発等実施体制の審査のために利用いたしますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

## 7. 委託先の選定について

- (1) 審査の方法については、外部の有識者からなる事前審査と NEDO 内に設置される契約・助成審査委員会において行われます。契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等により審査を行い、最終的に決定されます。必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じないことと致しますので予め御了承ください。また、提出された提案書等は返却できません。

### (2) 審査基準

#### <事前審査の基準>

以下の[1]から[7]を総合的に勘案して審査いたします。

- [1] プロジェクトの本来の趣旨及び基本方針に合致しているか。
- [2] 提案された方法は、当該技術分野における課題解決に資する共通基盤的技術として優れているか、あるいは、新市場創出を含む社会的・経済的ニーズに対応する技術として優れているか。
- [3] 社内（組織内）の研究体制は妥当か。また、共同提案や再委託等を含むコンソーシアムの場合は、各社（各実施者）の役割が明確で相互補完的であるか。予算の執行管理体制は整っているか。
- [4] 事業化を前提にした提案内容・研究計画となっているか（技術的可能性、計画、目標の妥当性等）。また、予算規模及び予算計画は適切か。
- [5] 事業化の際の担い手は明確化されコミットされているか（社内事業部門、連携企業、ベンチャー計画等）。成果の実用化の期待度がどの程度高いか（プロジェクト期間中及び終了後における成果の実用化のための関連取り組みの実施見通し、ビジネスモデルの考慮等を含む）。
- [6] 提案内容は、実施者自ら若しくは連携企業等の事業化に限らず、その成果が広く国民生活や経済社会への寄与が期待できるか（企業の場合、成果の実用化が見込まれるか）
- [7] 本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先・共同研究相手先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）

#### <委託予定先に関する選考基準>

委託予定先は、次の基準により選考するものとする。

- [1] 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
  - 1) 開発等の目標が NEDO の意図と合致していること。
  - 2) 開発等の方法、内容等が優れていること。
  - 3) 開発等の経済性が優れていること。
- [2] 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
  - 1) 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
  - 2) 当該開発等を行う体制が整っていること。（再委託予定先、共同研究相手先等を含む。）
  - 3) 当該開発等に必要な設備を有していること。
  - 4) 経営基盤が確立していること。
  - 5) 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
  - 6) 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- [3] 委託予定先の選考にあたって考慮すべき事項
  - 1) 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
  - 2) 競争的な開発等体制の整備に関すること。
  - 3) 公益法人、技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。
  - 4) その他主管部長が重要と判断すること。

### (3) 委託先の決定及び通知について

#### [1]採択結果の公表等について

採択された案件名については NEDO のホームページ等で公表します。不採択となった案件について

は、当該提案者に対し、不採択理由とともに不採択となった旨を通知します。

[2] 事前審査員の氏名の公表について

事前審査員の氏名については、上記採択結果の公表時に併せて公表するものとします。

[3] 付帯条件

採択に当たって付帯条件がある場合（例：応募者が提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究、再委託研究としての参加、研究者の派遣、契約形態等）は通知文に明記することがあります。

(4) スケジュール

平成 22 年 12 月 21 日・・・ 公募開始  
1 月 5 日・・・ 公募説明会（東京）  
1 月 7 日・・・ 公募説明会（大阪）  
1 月 24 日・・・ 公募〆切  
2 月上旬（予定）・・・ 採択審査委員会  
2 月下旬（予定）・・・ 契約・助成審査委員会附議  
3 月上旬（予定）・・・ 採択決定

(5) その他留意事項

- ・応募者は NEDO より提示された委託契約書（案）及び業務委託契約約款に合意することが委託先として選定されることの要件となります。
- ・NEDO と選定された企業等との間での契約にあたっては、当該研究開発成果の事業化に関する計画（事業化計画書）を提出していただく場合があります。その際、業務委託契約約款第 27 条第 2 項又は共同研究契約約款第 29 条第 2 項に該当する事象が生じた場合には、速やかに NEDO に変更内容を提出していただくこととなります。
- ・研究開発終了後、追跡調査・評価に御協力頂く場合がございますので宜しくお願い申し上げます。追跡調査・評価については、添付の参考資料「追跡調査・評価の概要」をご覧ください。また、特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）についても、御協力を頂く場合がございます。

8. 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(※)（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定）（以下「指針」という。）に基づき、NEDO は資金配分機関として、研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ホームページ

(1) 本事業において不正行為があると認められた場合

- [1] 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- [2] 不正行為に関与した者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。  
（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）
- [3] 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。  
（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）
- [4] 国及び他の独立行政法人等の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記[3]により一定の責任が

あるとされた者に対し、国の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、国及び他の独立行政法人等の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

[5] NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

(2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の委託先事業者は指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

NEDO における研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部  
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310  
電話番号 : 044-520-5131  
FAX 番号 : 044-520-5133  
電子メール : helpdesk-2@nedo. go. jp

## 9. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等について説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席して下さい。なお、説明会は日本語で行います。

### [説明会の日時及び場所]

#### <東京>

- ・日時：平成 23 年 1 月 5 日（水）13:30～15:00
- ・場所：〒210-0007  
神奈川県川崎市川崎区駅前本町 26-4  
ラウンドクロス川崎 4F NEDO 会議室  
[ラウンドクロス川崎案内図 \(78KB\)](#)
  - [Adobe Reader を入手する](#)

#### <大阪>

- ・日時：平成 23 年 1 月 7 日（金）11:00～12:30
- ・場所：〒530-0001  
大阪市北区梅田 3-3-10 梅田ダイビル 16F  
NEDO 関西支部  
(地図 [http://www.nedo.go.jp/nedo\\_kansai/gaiyou/map.html](http://www.nedo.go.jp/nedo_kansai/gaiyou/map.html))

## 10. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等に関しては、記録として残しておくために平成 22 年 12 月 21 日から平成 23 年 1 月 24 日に限り下記宛に FAX にて受け付けます。但し、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

お問い合わせ先：NEDO 機械システム部

担当：金山、大重 FAX：044-520-5243

## 資料

別添資料を閲覧するためにはAdobe Reader および Word Viewer2003 が必要

- ・ 基本計画
- ・ 平成22年度実施方針
- ・ 公募要領
- ・ 提案書の様式・提案書類受理票（別添1）
- ・ 主要研究員研究経歴書（別添2）
- ・ 参考資料）追跡調査・評価の概要